

資料3 施設等の維持管理に関する業務基準表

今治市障がい者文化体育施設

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容等	
植栽管理業務	植栽管理業務	植栽地管理	除草(人力) ・アーチェリー場	・年1回
		樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒(高木) 11本</li> <li>・消毒(中木) 18本</li> <li>・消毒(低木) 120㎡</li> <li>・剪定又は刈込 (高木) 11本</li> <li>・剪定又は刈込 (中木) 18本</li> <li>・剪定又は刈込 (低木) 120㎡</li> <li>・灌水(高木) 11本</li> <li>・灌水(中木) 18本</li> <li>・灌水(低木) 120㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回</li> <li>・年1回</li> <li>・年1回</li> <li>・年1回</li> <li>・年1回</li> <li>・年1回</li> <li>・年1回</li> <li>・夏季随時</li> <li>・夏季随時</li> <li>・夏季随時</li> </ul>
清掃管理業務	清掃管理業務	施設清掃	施設内全て(一般清掃) <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関、トイレ、ロビー</li> <li>・各部屋モップ掛け、掃除機掛け等</li> <li>・駐車場等屋外清掃</li> <li>・窓ガラス清掃</li> </ul> 床面洗浄等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床の汚れ落とし、ワックスがけ</li> </ul> (事務室、会議・研修室、ロビー・通路、更衣室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人体制毎日</li> <li>・1人体制週3回程度</li> <li>・1人体制週3回程度</li> <li>・1人体制随時</li> <li>・年2回</li> </ul>

保守点検業務	消防設備点検業務	自動火災報知設備感知器(差動式分離型空気管式10基、差動式スポット型13基、定温式スポット型5基、スポット型イオン化式非蓄積2基、煙式スポット型光電式非蓄積1基)、誘導灯及び誘導標識(避難口誘導灯6基、廊下通路誘導灯1基)、消火器具(ABC粉末10型13基)、防火シャッター	消防法第17条に基づく消防設備点検 ・機能点検 ・機器点検・総合点検	・年1回 ・年1回
	空調設備保守点検業務	空調設備(ガスヒートポンプエアコン) 室内機 室外機	・保守・定期点検(フロン排出抑制法に基づく点検) ・外観点検・清掃 ・室内機エアフィルター清掃	・年1回 ・四半期に1回以上 ・随時
		空調設備(上記ガスヒートポンプエアコン以外) 室内機 室外機	・外観点検・清掃 ・室内機エアフィルター清掃	・四半期に1回以上 ・随時
警備業務	警備業務	機械警備	警備通報システムによる夜間警備	・常時
		巡回警備	巡回による点検 ・火災、盗難、及び損壊行為の警備等	・開館日1回以上
廃棄物(ごみ)処理業務	廃棄物(ごみ)処理業務	施設の廃棄物	廃棄物処理(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同施行規則等を遵守)	・随時